

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2022 年 5 月 30 日

KDDI 株式会社

2022年5月30日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類

(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

ガーデンエアタワー

(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)

KDDI株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の完全子会社であるKDDI Digital Divergence Holdings株式会社（以下「準備会社」といいます。）とは、当社を吸収分割会社とし、準備会社を吸収分割承継会社として、法人顧客へのデジタルトランスフォーメーション（DX）支援事業を営む当社が株式又は持分を保有する会社の管理、並びに当該会社の事業戦略の企画、立案及び推進に係る事業に関して当社が有する権利義務を、2022年7月1日を効力発生日として、準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、同年5月17日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に添付しています。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
準備会社は、本吸収分割に際して、株式、金銭、その他の財産を交付しませんが、当社は準備会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2に添付しています。

（準備会社は2022年5月12日設立であり、事業年度を迎えていないため、会社成立の日における貸借対照表の内容が開示事項となります。）

4. 準備会社において成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
準備会社において成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。
5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、2022年7月1日を効力発生日（予定）とし、当社の営むエネルギー事業に係る子会社の管理業務及び事業戦略の企画・立案・推進機能等を吸収分割により当社の連結子会社（完全子会社）であるauエネルギーホールディングス株式会社（2022年4月6日設立）に対し承継し、また当社の営む電力小売に係る事業等を吸収分割により当社の連結子会社（完全子会社）であるauエネルギー＆ライフ株式会社（2022年4月6日設立）に対し承継することを決議し、2022年4月21日付でauエネルギーホールディングス株式会社及びauエネルギー＆ライフ株式会社それぞれと吸収分割契約を締結いたしました。
6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び準備会社の債務の履行の見込みに関する事項（なお、当社が吸収分割により準備会社に承継させるものに限ります。）
- (1) 当社について
当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ5,966,580百万円及び1,852,940百万円です。また、本吸収分割によって、当社が準備会社に承継させる予定の資産の額は19,783百万円であり、負債0百万円となる見込みです。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務（別紙1の吸収分割契約書別紙承継対象権利義務明細表第3項を参照）の承継は予定しております。
また、2022年3月31日から現在に至るまで、上記5.の他当社の資産の額及び負債の額並びに当社が準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。
したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。
また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。
以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 準備会社について

準備会社の 2022 年 5 月 12 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 200 百万円及び 0 百万円であり、本吸収分割によって、準備会社が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ 19,783 百万円及び 0 百万円です。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務（別紙 1 の吸収分割契約書別紙承継対象権利義務明細表第 3 項を参照）の承継は予定しております。

2022 年 5 月 12 日から現在に至るまで、準備会社の資産の額及び負債の額並びに準備会社が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の準備会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の準備会社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、準備会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、準備会社が当社から承継する債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

(別紙 1)

吸收分割契約書

KDDI 株式会社（以下「甲」という。）及び KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸收分割（以下「本会社分割」という。）に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本会社分割の目的）

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸收分割により、法人顧客へのデジタルトランスフォーメーション（DX）支援事業を営む甲が株式又は持分を保有する会社の管理、並びに当該会社の事業戦略の企画、立案及び推進に係る事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して甲が有する第 5 条第 1 項に定める権利義務（以下「本件権利義務」という。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条（本会社分割の当事者）

本会社分割における吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸收分割会社

商号：KDDI 株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

吸收分割承継会社

商号：KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社

住所：東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号

第 3 条（本会社分割に際して交付する金銭等）

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、本件権利義務に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

第 4 条（本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等）

乙が本会社分割により増加すべき資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。但し、本会社分割の効力発生日における本承継対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	0 円
(2) 資本準備金	0 円
(3) 利益準備金	0 円

第 5 条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から承継する。
- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 3 甲は、第 7 条に定める本会社分割の効力発生日（以下「本分割効力発生日」という。）以降に、乙に承継する債務（会社法第 759 条第 2 項の定めにより甲と乙の連帶債務となつた債務が存在する場合の当該債務を含む。）について履行その他の負担をしたときは、乙に対してその負担の全額を求償することができるものとする。

第 6 条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、会社法第 796 条第 1 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第 7 条 (本会社分割の効力発生日)

本分割効力発生日は、2022 年 7 月 1 日とする。但し、本会社分割の手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 8 条 (競業避止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第 21 条が適用されないことを確認する。

第 9 条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。
- 2 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）は、甲乙間で別途合意のない限り、乙がこれを負担する。

第 10 条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従つた本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難

となった場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約に基づく本会社分割は、甲と KDDI アジャイル開発センター株式会社との間で締結された 2022 年 5 月 17 日付「吸收分割契約書」に基づく吸收分割の効力が発生したことを条件として、本分割効力発生日においてその効力を生じるものとする。但し、本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が本分割効力発生日までに得られないときは、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2022 年 5 月 17 日

甲：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

乙：東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社
代表取締役 藤井 彰人

吸收分割契約書別紙

承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日の到来の直前（以下「基準時」という。）における次の資産、負債、契約及び当該契約に基づく権利義務とする。
但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 資産

基準時において甲が所有し、かつ、専ら本承継対象事業に属する以下の資産。

(1) 固定資産

① 有形固定資産

工具器具備品

② 投資その他の資産

アイレット株式会社の株式、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズの株式、Scrum Inc. Japan 株式会社の株式、KDDI アジヤイル開発センター株式会社の株式

2. 負債

なし。

3. 契約及び当該契約に基づく権利義務

基準時において有効であり、専ら本承継対象事業に関して締結されている契約（当該契約の変更覚書その他これに付随する合意の一切を含む。）及びこれらに基づく一切の権利義務。但し、①甲が雇用する従業員に係る雇用契約、並びに②法令上又はその他事由により承継対象としないことについて甲及び乙が別途合意した契約又は権利義務は除く。

以上

(別紙 2)

KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社

貸借対照表

(令和 4 年 5 月 12 日設立時点)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	200	株主資本	200
未収入金	200	資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		純資産合計	200
資産合計	200	負債・純資産合計	200